

北広島町農業委員会第3回総会議事録

事務局 (第3回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 7月31日に事務局へ事前相談があった案件です。譲渡人は7筆持っておられますが、高齢のため農地を整理したいということでした。うち3筆を譲受人へ贈与し、他の4筆は非農地の手続きをされます。譲受人は長年農業経営をされており、家族構成から労働力も十分であることから、全部効率利用が見込まれます。また、現所有農地に隣接している農地もあるため利便性が向上し、周辺農地への影響はありません。この案件については、9月19日に15番委員と現地調査を行いました。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 9月12日に地区担当推進委員と現地を確認しました。譲受人は来春3月退職し、農業に従事されるため申請されました。譲受人は、以前から譲渡人より農地を借りて耕作しておられました。地域における影響も何らなく、機械、労働力についても問題なく、熱心な農業者であると地区担当推進委員から聞いております。許可相当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

7 番 9月13日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。現地は2枚で1枚の田になっていました。譲渡人は県外に在住し、譲受人は20年前から申請地を耕作しておられます。農業経営面積でわかるように、機械等何ら問題ないと思います。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4、5、6、7番について関連がありますのでまとめて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

11 番 4番から7番までまとめて補足説明します。9月8日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は平成元年に圃場整備がされたが、境界がはっきりしていなかった。双方が元気なうちにやっておこうと測量を行い、境界を決められた。適正な維持管理を図るために、境界に基づき分筆、交換及び合筆を行うということです。譲受人は大型農家で20年以上やっておられます。また、譲渡人も農業を営んでおられます。隣地に影響はなく、現状維持のままです。農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番、5番、6番、7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 9月10日に地区担当推進委員と現地調査し譲受人に面談を行いました。譲渡人は町内不在のため行政書士に聞き取りを行いました。譲受人は長年農業を営んでおり、農地も多く所有しておられます。譲渡人は県外におられ、耕作困難である状況です。この度譲受人は申請地を購入し、規模を拡大して農業に励みたいということです。労働力等問題なくありますので、許可相当と判断しました。周辺農地に影響はありません。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 8月に事前相談があり現地調査をした案件ですが、9月13日に職務代理者及び担当地区推進委員と現地調査を行いました。申請地は山沿いの狭い農地で、数年に1回草刈りはされているものの耕作放棄地といった現状です。譲渡人と譲受人の関係は兄弟で、譲受人が兄にあたります。事務所の設置が目的で、プレハブの簡易なものを設置されるということです。転用の期間は3年間ということですが、事業が軌道に乗ったら、近くの農地を転用して会社の所有地を広げたいという思いでした。転用面積は妥当で、周辺農地には影響のない山沿いの農地です。許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて前回総会で保留となりました番号10番、11番案件の第5条申請について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 2番 先月の総会で、水利権者の同意が得られていないということから保留となった案件です。8月25日に現地立会し、関係者一同介して協議しましたが、取水の位置すら確定できないため、実質測量をしてもらわなければ農業委員会で許可できないと伝えたところ、測量を行うことで合意をしました。また、今後の事務手続きとして水利権者の同意書の提出を要請しました。9月13日に関係者が集められ、図面が配られ説明があったと聞いています。14日にすべての水利権者が同意書に署名されたということです。このことから、周辺の農地にも影響はないということで許可相当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。先月保留になりました第5条申請（番号10番、11番案件）について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農業用施設転用届について

- 会長 番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 13番 9月10日に現地の調査をしました。申請地は、摘要欄のとおり長年にわたり農業用倉庫敷地として利用してきましたが、今回申請人が相続するにあたり、申請地が無届であったため顛末書添付のうえ申請しました。また、これまでと同様周辺農地への影響はありませんので許可相当と判断します。
- 会長 番号10番についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について届出を受理して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農地改良届について

会 長 番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

11番 去る9月8日に地区担当推進委員と現地調査をしました。申請地は裏山から湧水が出るため湿地で長年悩んでおられました。この度自宅裏の小規模崩落復旧事業で土が出たために、その土を盛土として活用するため今回の申請になりました。周辺の農地に影響はありませんし、営農の効率化や生産の向上につながることから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について農地改良届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって農地改良届を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号12番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

2番 8月5日に譲受人から相談があり現地を確認しました。現地の状況から非農地証明申請が妥当だと判断し譲受人へ指導しました。昨日15番委員と現地調査を実施し、明らかに山林化している状況でしたので受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

17番 去る9月10日、1番委員と担当地区推進委員で現地調査をしました。申請地には住居が隣接していますが、20年以上おられないことから耕作放棄地になっておりました。申請人は高齢であることから、農地への復元は困難と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

13番 去る9月10日、5番委員と担当地区推進委員で現地調査をしました。西本1941は山際に位置しており、鳥獣被害や日照条件が悪く、農道が狭いことから耕作放棄され原野化したものです。光反田2948は昭和45年ごろ周辺が植林されて、その頃から耕作放棄されておりました。伐採後も原野化が激しく、農地への復元が困難なことから、この2案件ともに原野として受理妥当と判断しました。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

2 番 農地中間管理機構への付け替えと言う説明があったが、何かの助成金の対象になるのか。

事 務 局 地域集積協力金の対象になります。対象となる法人とは事務局と話をさせていただいています。

2 番 付け替えは全くの新規ではないと思うが。

事 務 局 標記としては新規となっている。借人が法人から機構へ変わっており、相手方が変わると新規となるため、更新にはなるがここでは新規ととらえられている。もちろん自作されていた新規の農地も含まれている。

2 番 更新の場合は新規が含まれないと対象にならないのか。

事 務 局 1筆でも新規の農地がないと対象にならない。終期を迎える法人であれば新規農地を含めて更新しなければ要件を満たさない。あと、期間が10年以上で、原則相続の手続きを行うことが条件となっている。

2 番 終期を迎える法人には周知をしているのか。

事 務 局 毎年終期通知を送るため把握しており、新規就農係と連携して情報提供を行っている。

会 長 他にご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第7号 農用地利用配分計画について

- 会 長 内容について事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げて説明。)
- 会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。
- 会 長 賃借料に差があるので説明をしてほしい。
- 事 務 局 賃借料は受け手の法人が持つそれぞれの相場で設定されています。
- 会 長 他にご意見ご質問はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩